

現計画

基本理念：

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、
支え合い、地域で安心して自分らしく暮ら
すことのできる「共生都市」の実現



基本目標：

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意
思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利
用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上
させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで
地域生活を支援すること



大分野：

- 1 権利擁護・理解促進
- 2 地域生活支援
- 3 医療・保健
- 4 生活環境
- 5 安全・安心
- 6 子ども
- 7 雇用・就労
- 8 文化活動・市民生活

以下の内容を参考として設定

- ・障害者基本法（内閣府）の目的
- ・静岡県第3次総合計画 重点プロジェクトの「共生」

→静岡県第3次総合計画の計画期間が満了し、令和5年度から第4次総合計画が開始となったことに伴う変更の要否を検討

以下の内容の項目を網羅すべく設定

- ・障害者基本計画（内閣府）の「基本的な考え方」における「各分野に共通する横断的視点」
- ・障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚労省・こども家庭庁）における「基本的理念」

→参考としている国の計画・指針に改正があったことから、修正や新たな視点の追加について検討
併せて、障害者基本計画における「各分野に共通する横断的視点」に対応する内容であることから、当市の計画においても項目名の変更を検討
また、第4次静岡県総合計画の施策体系との整合を図る

平成27年度～平成29年度を計画期間とする静岡県障がい者計画より、市独自にそれまでの課題等を整理して設定、以後、それをベースに更新

→国が示す基本計画の分野との整合や、基本的な指針により示されている成果目標・活動指標との対応を踏まえ、改めて項目に不足等がないかを確認

静岡市障がい者共生のまちづくり計画の基本理念

現計画の基本理念：

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

障害者基本法（改正なし）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第3次静岡市総合計画：重点プロジェクト

「つながる力」による「暮らしの充実」 共生

政策01 異なる文化、性別、個性を認め合い、共に助け合うまちへ

国籍、文化、性別、年齢の違いや、障がいの有無などを認め合い、「和の精神」を持ってつながり、共に暮らすまちになります

第4次静岡市総合計画：横断的な視点

3 多文化共生の推進

SDGsのゴール10「人や国の不平等をなくそう」に特に資する視点として、全ての市民が国籍・民族等により差別的扱いをされず、多様な文化や生活習慣が尊重され、あらゆる場面において互いに助け合い、学び合う社会の実現を目指します。

- ・静岡市総合計画における位置づけの変更はあるものの、目指すべき姿には変更がないことから、基本理念は現計画から継承
- ・計画名の「共生のまちづくり」という文言と揃え、「共生都市」を「共生のまち」と置き換える

次期計画の基本理念：

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「**共生のまち**」の実現

静岡市障がい者共生のまちづくり計画の基本目標

現計画の基本目標：

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

第4次障害者基本計画：各分野に共通する横断的視点

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - (2) **社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上**
 - ① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用
 - ② アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進
 - (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
 - (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮した **きめ細かい支援**
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

第5次障害者基本計画：各分野に共通する横断的視点

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - (2) **共生社会の実現に資する取組の推進**
 - ① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用
 - ② アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進
 - (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
 - (5) 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した **取組の推進**
 - ① **障害のある女性**
 - ② **障害のあるこども**
 - ③ **障害のある高齢者**
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

基本的な指針：基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

基本的な指針：基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・**定着**
- 7 障害者の社会参加を支える取組

・参考としている国の計画・指針に改正はあるが方向性の大きな変更がないこと、市総合計画の施策体系は現計画の基本目標と整合を図ったものとしていることから、基本目標の内容は現計画から継承する
・項目名について、「施策を検討する上での基本的な視点」として定める内容であることから、「基本的視点」と変更

次期計画の**基本的視点**：

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

(参考) 市計画の基本的視点と国の計画・指針の対応状況

静岡市

次期計画の基本的視点

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること

内閣府

第5次障害者基本計画：各分野に共通する横断的視点

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
 - ① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用
 - ② アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
 - ① 障害のある女性
 - ② 障害のあるこども
 - ③ 障害のある高齢者
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進 → 基本的視点とは別に項目立て

厚労省・こども家庭庁

基本的な指針：基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組

静岡市障がい者共生のまちづくり計画の大分野

現計画の大分野：

- 1 権利擁護・理解促進
- 2 地域生活支援
- 3 医療・保健
- 4 生活環境
- 5 安全・安心
- 6 子ども
- 7 雇用・就労
- 8 文化活動・市民生活

障害者基本計画の分野：

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 行政等における配慮の充実
- 6 保健・医療の推進
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8 教育の振興
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11 国際社会での協力・連携の推進

市計画の対応

- 1
- 4
- 1、8
- 5
- 1、2、8
- 2、3、6
- 1、2、6
- 6、8
- 2、7
- 8
- —

- ・ 1対1の対応ではないが、障害者基本計画（内閣府）の分野のうち地方自治体の対応が必要と考えられる内容について、現行計画の大分野・小分野で網羅できている
- ・ 国の分野に合わせて再編成する余地もあるが、従前の計画との比較等を行いやすくするため、現計画の分野を継承することを基本とする

次期計画の大分野：

- | | | | |
|-------------|----------|---------|-------------|
| 1 権利擁護・理解促進 | 2 地域生活支援 | 3 医療・保健 | 4 生活環境 |
| 5 安全・安心 | 6 子ども | 7 雇用・就労 | 8 文化活動・市民生活 |

(参考) 市計画の大分野・小分野と国の計画・指針の分野の対応

現計画の大分野	現計画の小分野	障害者基本計画における分野	指針における成果目標
1 権利擁護・理解促進	(1) 障がいへの理解を深める活動の促進	1 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 5 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	—
	(2) ボランティア・NPO等による協働の促進	—	
	(3) 障がいを理由とする差別の解消	1 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進	
	(4) 意思疎通・意思決定の支援	3 (3) 意思疎通支援の充実 7 (1) 意思決定支援の推進	
	(5) 虐待の防止	1 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止	
2 地域生活支援	(1) 相談支援体制の充実	7 (2) 相談支援体制の構築 5 (1) 司法手続等における配慮等	1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3 地域生活支援の充実 6 相談支援体制の充実・強化等 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
	(2) 地域移行を推進するための支援	6 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 7 (2) 相談支援体制の構築	
	(3) 日常生活を支援するためのサービスの充実	7 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実	
	(4) 経済的な支援の充実	7 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	
	(5) 人材の確保と資質の向上	9 (2) 経済的自立の支援 7 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 7 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保	
	(6) 将来の生活を考えるための支援	—	
3 医療・保健	(1) 障がいに配慮した地域医療の提供	6 (2) 保健・医療の充実等 6 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 6 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	(2) リハビリテーション支援の推進	6 (2) 保健・医療の充実等	
	(3) 医療費助成の実施	6 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進	
4 生活環境	(1) 地域における住居の確保	2 (1) 住宅の確保	—
	(2) 外出支援の充実	2 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	
	(3) まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実	2 (2) 移動しやすい環境の整備等 2 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	
5 安全・安心	(1) 防災・防犯意識の向上と備えの推進	2 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 4 (1) 防災対策の推進 4 (3) 防犯対策の推進 4 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	—
	(2) 災害時等における支援体制の充実	4 (1) 防災対策の推進	
6 子ども	(1) 障がいの早期発見・早期療育	6 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療 7 (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実	5 障害児支援の提供体制の整備等
	(2) 医療的ケアを必要とする障がい児等の支援	7 (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実	
	(3) 学校教育における障がい児の支援	8 (1) インクルーシブ教育システムの推進 8 (2) 教育環境の整備	
7 雇用・就労	(1) 就労につなげ、支える支援の充実	9 (1) 総合的な就労支援 9 (3) 障害者雇用の促進	4 福祉施設から一般就労への移行等
	(2) 障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保	9 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 9 (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援	
	(3) 福祉的就労における工賃向上の支援	9 (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援	
8 文化活動・市民生活	(1) 文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進	10 (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 10 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	—
	(2) 生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供	8 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	
	(3) 行政におけるサービスの利用のしやすさの向上	3 (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 3 (2) 情報提供の充実等 3 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上 5 (2) 選挙等における配慮等	

次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画の基本理念等

現計画

基本理念：

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、
支え合い、地域で安心して自分らしく暮ら
すことのできる「**共生都市**」の実現



基本目標：

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意
思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利
用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上
させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで
地域生活を支援すること



大分野：

- 1 権利擁護・理解促進
- 2 地域生活支援
- 3 医療・保健
- 4 生活環境
- 5 安全・安心
- 6 子ども
- 7 雇用・就労
- 8 文化活動・市民生活

次期計画

基本理念：

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、
支え合い、地域で安心して自分らしく暮ら
すことのできる「**共生のまち**」の実現



基本的視点：

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意
思を等しく尊重すること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利
用のしやすさ（アクセシビリティ）を向上
させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービスで
地域生活を支援すること



大分野：

- 1 権利擁護・理解促進
- 2 地域生活支援
- 3 医療・保健
- 4 生活環境
- 5 安全・安心
- 6 子ども
- 7 雇用・就労
- 8 文化活動・市民生活

